

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：富山県

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.6%
全職員	83.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	111.2%
本庁課長相当職	96.5%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	93.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.1%
31～35年	98.8%
26～30年	99.1%
21～25年	89.0%
16～20年	89.0%
11～15年	86.0%
6～10年	85.0%
1～5年	84.4%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は77.4%である。
- ・当該職員の男女比は5:4であるところ、他の職種に比べて給与水準が高い医師又は歯科医師の男女比は3:1である。
- ・職員数の男女比について、勤続年数20年以下の区分にあつてはおよそ1:1であるところ、21年以上の区分においてはいずれも男性の割合が高い。(＝給与水準が高い区分の男性の割合が高い。)

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- ・パートタイム会計年度任用職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。
- ・会計年度任用職員について、当該職員の男女比は2:3であるところ、他の職種に比べて給与水準が高い医師又は歯科医師の男女比は2:1である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までに年度単位で算出している。

* 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局、企業局）については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。